

「国立健康危機管理研究機構契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

国立健康危機管理研究機構
内部統制・監査室（契約監視委員会事務局）
電話 03-5273-5273

令和7年度第2回国立健康危機管理研究機構契約監視委員会を、令和7年12月5日（金）に開催しましたので、その審議概要について公表します。

監事、内部統制・監査部長、外部有識者で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

令和7年度 第2回国立健康危機管理研究機構契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	令和7年12月5日（金） 国際医療協力研修センター棟 4階 第一会議室
委員（敬称略）	白羽 龍三（委員長・監事） 中崎 尚（監事） 石井 孝宜（外部委員） 谷垣 岳人（外部委員） 本橋 徳郎（内部統制・監査部長）
審議対象	以下の（1）～（3）について、令和7年4月1日～令和7年9月30日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。 （1）対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの【159件】 （2）対象期間の調達において一者応札・応募であったもの【166件】 上記166件のうち2年連続で一者応札・応募であったもの【36件】 （3）一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となったもの【61件】
審議概要	1. 委員会の進め方等について 事務局より、本審議の進め方について、以下によって進める説明を行い、了承を得た。 （1）令和7年度4月1日付で「国立国際医療研究センター」と「国立感染症研究所」の2つの組織が統合して「国立健康危機管理研究機構」となり、調達部門が7部門へ分かれたことを受け、7部門を「旧 NCGM グループ」と「感染研グループ」の二つに分けて、それぞれのグループより審議案件の概要説明を行う。 （2）委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議

2. 審議内容及び審議結果

(1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約

上記について説明を受け審議した案件は、以下のとおりであった。

- ・緊急の必要により競争に付することができないもの 2件
- ・リース継続案件であり、競争にそぐわないもの 3件
- ・業務の継続性があり、競争にそぐわないもの 10件
- ・システム改修等であり、競争にそぐわないもの 35件
- ・契約の相手方が一者に定められているもの 38件
- ・変更契約であり競争にそぐわないもの 12件
- ・目的達成の為に特定の者からでなければ調達できないもの 35件
- ・競争に付することが不利と認められるもの 2件
- ・公の秩序又は公共の安全等の維持等により、
機構の行為を秘密・非公開にする必要があるもの 13件
- ・運搬又は保管させるため随意契約とせざるを得ないもの 0件
- ・外国での契約であるため随意契約とせざるを得ないもの 9件

以上について、審議の結果、随意契約としたことについては合理的な理由が認められるとの結果となった。

(2) 対象期間の調達において一者応札・応募であったもの 【166件】

上記166件のうち、2年連続で一者応札・応募になったもの 【36件】

一者応札・応募については、特に役務の一部の調達において、仕様内容に著しく高い専門性や特異性を見受ける。遂行上の担保すべき項目を最小限に抑え、一者でも多くの業者が応札・応募しやすい仕様内容となるよう全体的な見直しを図ること。加えて、医療機器等の物品調達においても、入札のプロセスにおいて新たな視点で点検等を行い、競争を阻害する要因が代理店間等で働くようなことが推察できる場合は、それらの要因の排除に向けて対策を検討すること。

(3) 一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となったもの

【61件】

上記について、特に意見等は無かった。

以上